（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部改正）

第十一条　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「同条第二項」を「前条第二項」に改め、同項第一号中「次条」を「次条第一項」に改め、同条第二項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

6　通算親法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が、他の通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の法人税及び地方法人税に係る申請等（同法第七十五条の四第一項に規定する法人税の申告及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告を除く。以下この項及び次条第二項において同じ。）に関する事項の処理として、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、当該通算親法人の使用に係る電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに同条の規定により通知された当該通算親法人の識別符号及び暗証符号並びに当該他の通算法人の識別符号を入力して、当該申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信した場合には、当該他の通算法人は、当該申請等を第一項に定めるところにより行ったものとみなす。この場合において、当該通算親法人が、当該申請等に係る添付書面等記載事項を第二項各号に掲げる方法により送信し、又は提出したときは、当該他の通算法人は、当該添付書面等記載事項を同項に定めるところにより送信し、又は提出したものとみなす。

第六条に次の一項を加える。

2　前条第六項の場合において、同項の通算親法人が、同項に規定する事項の処理に際し同項の申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は同項の国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信したときは、同項の他の通算法人は、当該申請等について前項に規定する措置を行ったものとみなす。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「「連結事業年度」を削り、「第九号」を「第八号」に改め、「、連結事業年度」を削る。

第二条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

第三条第一項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第七号」に改め、同項第一号中「（当該法人税申告書が法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書である場合には、連結親法人。以下同じ。）」を削り、同項第二号中「又は連結事業年度」を削り、同項第四号中「又は連結事業年度終了の時」を削り、同項第五号中「又は連結事業年度」を削り、「若しくは法人税法」を「又は法人税法」に改め、「又は連結所得の金額若しくは同条第十九号の二に規定する連結欠損金額」を削り、同項第六号中「又は連結事業年度」を削る。

第四条第一項中「及び第十二号」を削り、同条第二項中「第二条第二十一号」を「第二条第十一号」に改め、同項に次の十号を加える。

八　令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「四年旧効力措置法」という。）第六十八条の八の規定

九　四年旧効力措置法第六十八条の九、第六十八条の十、第六十八条の十一（第五項を除く。）、第六十八条の十三（第四項を除く。）、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の四（第五項を除く。）、第六十八条の十五の五（第五項を除く。）、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の六の二、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十四、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五、第六十八条の三十六、第六十八条の四十（前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）及び第六十八条の四十一（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定

十　四年旧効力措置法第六十八条の四十三（第三項、第四項、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項を除く。）、第六十八条の四十六（第二項及び第三項を除く。）、第六十八条の五十四（第二項から第四項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第六十八条の五十四の二（第二項及び第三項を除く。）、第六十八条の五十五（第六項から第九項まで及び第十五項から第十七項までを除く。）、第六十八条の五十六（第三項から第六項まで、第十三項及び第十五項を除く。）、第六十八条の五十七（第四項、第五項及び第八項から第十一項までを除く。）、第六十八条の五十七の二（第三項、第四項及び第七項から第十項までを除く。）及び第六十八条の五十八（第三項から第五項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）の規定

十一　四年旧効力措置法第六十八条の六十一（第四項、第五項及び第十項から第十二項までを除く。）及び第六十八条の六十二の規定

十二　四年旧効力措置法第六十八条の六十二の二第一項（同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合に限る。）の規定

十三　四年旧効力措置法第六十八条の六十三の規定

十四　四年旧効力措置法第六十八条の六十三の二の規定

十五　四年旧効力措置法第六十八条の六十四（第二項、第三項、第六項及び第七項を除く。）及び第六十八条の六十五の規定